

○東日本大震災に伴う茅ヶ崎市介護保険料の減免の取り扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、茅ヶ崎市介護保険条例（平成12年茅ヶ崎市条例第10号）第14条及び茅ヶ崎市介護保険規則（平成12年茅ヶ崎市規則第17号）第16条に基づき、平成23年3月に発生した東日本大震災（以下「震災」という。）による被災者に対して実施する介護保険料の減免の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(減免の対象)

第2条 保険料の減免は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第3項に規定する特定被災区域内に平成23年3月1日に住所を有しており、震災により被災した被保険者で、かつ、別表に定める区域等の被保険者を対象とする。

(減免の額)

第3条 この要綱による保険料の減免の額は、別表に定めるとおりとする。

(減免対象の保険料)

第4条 減免の対象となる保険料は、平成23年3月1日以後に納期限が設定されている平成22年度分以降に賦課をした保険料とする。

(減免の申請)

第5条 保険料の減免を受けようとする者は、市長に対し、茅ヶ崎市介護保険料減免申請書（第1号様式）に減免対象者である事実を確認できる書類を添付し、申請しなければならない。ただし、公簿等において事実を確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、保険料の減免の承認又は不承認を決定し、茅ヶ崎市介護保険料減免決定通知書により速やかに当該申請者に通知するものとする。

(保険料の減免の取消し)

第6条 市長は、偽りその他不正行為により保険料の減免を受けた者があるときは、直ちに、当該保険料の減免を取り消し、当該第1号被保険者がその取消しの日の前日までに減免によりその支払を逸れた額について、期限を付して、当該第1号被保険者から返還させるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年5月31日から施行し、同年4月から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年８月３０日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年３月３１日から施行する。

附 則

- この要綱は、令和５年４月１日から施行する。
- 改正後の第２条、第３条及び別表の規定は、令和５年度以後の年度分の保険料の減免について適用し、令和４年度分までの保険料の減免については、なお従前の例による。

附 則

- この要綱は、令和６年４月１日から施行する。
- 改正後の別表の規定は、令和６年度以後の年度分の保険料の減免について適用し、令和５年度分までの保険料の減免については、なお従前の例による。

別表（第２条、第３条関係）

区域等		減免の額
帰還困難区域等	原子力災害対策特別措置法(平成１１年法律第１５６号)第２０条第２項の規定に基づき設定されている帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域	保険料の額の全額（令和６年度分の保険料の額に限る。）
旧避難指示区域等 （上位所得層を除く。）	平成２７年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域（檜葉町の一部の区域をいう。）	保険料の額の２分の１に相当する額（令和６年度分の保険料の額に限る。）
	平成２８年度及び平成２９年４月１日に指定が解除された旧居住制限区域等(川内村の一部の区域及び南相馬市の一部の区域をいう。)	保険料の額の全額（令和６年度分の保険料の額に限る。）
	平成２８年度及び平成２９年４月１日に指定が解除された旧居住制限区域等(飯館村の一部の区域及び川俣町の一部の区域をいう。)	
	平成３１年４月１０日に指定が解除された旧居住制限区域等(大熊町の一部の区域をいう。)	
	令和２年３月４日に指定が解除された避難指示解除準備区域(双葉町の全ての区域をいう。) 及び帰還困難区域（双葉町の一部の区域をいう。)	
	令和２年３月５日に指定が解除された帰還困難区域（大熊町の一部の区域をいう。)	
	令和２年３月１０日に指定が解除された帰還困難区域（富岡町の一部の区域をいう。)	
	令和４年６月１２日に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域(葛尾村の一部の区域をいう。)	

	令和４年６月３０日に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域(大熊町の一部の区域をいう。)	
	令和４年８月３０日に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域(双葉町の一部の区域をいう。)	
	令和５年３月３１日に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域(浪江町の一部の区域をいう。)	
	令和５年４月１日に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域(富岡町の一部の区域をいう。)	
	令和５年５月１日に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域(飯舘村の一部の区域をいう。)	
	令和５年１１月３０日に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域(富岡町の一部の区域をいう。)	
旧避難指示区域等 (上位所得層に限る。)	令和５年４月１日に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域(富岡町の一部の区域をいう。)	保険料の額の全額（令和６年４月から９月までの月分の保険料に限る。)
	令和５年５月１日に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域(飯舘村の一部の区域をいう。)	
	令和５年１１月３０日に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域(富岡町の一部の区域をいう。)	

備考 「上位所得層」とは、被保険者個人の合計所得金額（租税措置法（昭和３２年法律第２６号）に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額の適用がある場合には、当該合計所得金額から当該特別控除額を控除して得た額）が６３３万円以上の者をいう。

第 1 号様式（第 5 条関係）

茅ヶ崎市介護保険料減免申請書

						年	月	日					
(宛先) 茅ヶ崎市長													
住所													
申請者 氏名													
電話番号													
(自宅・携帯・施設)													
介護保険料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。													
被 保 険 者	番号												
	ふりがな												
	氏名												
	住所												
	生年月日	年	月	日	性別	男 ・ 女							
	電話番号	(自宅・携帯・施設)											
減免を受けようとする理由		平成 2 3 年 3 月 1 1 日に発生した東日本大震災により被災したため											
被災時の住所													
減免を受けようとする保険料額													
納期	金	額	納	付	期	限	納期	金	額	納	付	期	限
4 月		円					10 月		円				
5 月		円					11 月		円				
6 月		円					12 月		円				
7 月		円					1 月		円				
8 月		円					2 月		円				
9 月		円					3 月		円				